



## コンサルタント 10 年の歩み

河野 康雄\*

本日の講演でお話したいことは大きく分けて 4 つある。その一つは日本のコンサルタント・システムが、社会的に、あるいは経済的にどういうように認識され、利用されているかということ、その次に、ちょうど今年は技術士会が発足し満 10 年になるが、その間において、コンサルタントがどのような生立ちをしてきたかを述べ、第三には、今まで歩んできた日本のコンサルタントを、さらに育成助長しようとしている諸団体があるが、そのことにふれる。そして最後に、日本のコンサルタントに課せられている今後の問題というようなことについてふれてみたい。

まず最初に、日本のコンサルタント・システムに対する社会一般の認識、あるいはその利用のされ方について述べよう。われわれが P 社を設立してちょうど 10 年になるが、その当時は株式会社として、職業技術を中心とした団体はあまりなかった。建築の設計事務所は日本ではかなり古くから発達しており、世の中に広く認識されていたのであるが、土木に関する設計事務所というものは 10 年前はほとんど皆無といってよい状態であった。この事実は、当時世の中でコンサルタントというものの必要性がなかったというわけではなく、その必要性は十分あったが、コンサルタントという自由職業が成りたつような、社会的、経済的の条件が具備されていなかったのである。それは多くの土木技術に関する業務は公共事業が主であるので、諸官庁自身で企画、計画、設計、施工を行ない、土木技術に関するコンサルタントの必要性が強く感じられていなかった。しかし諸外国では、コンサルタントの歴史は古く、かつ、社会的地位も高く認識され、いずれも国家の法律で制度化されていて、経済的にも保証されている。これらのコンサルタント・システムは産業経済上における有益な制度であって、技術発達のために重要な役割を果たす制度であったことははっきりしている。

日本においても、そういうシステムを成りたたせたいということは、10 年前にも観念的には考えられていたと思う。しかしそのようなコンサルタントの制度を確立しようという動きというか、その努力がなされていなかったようである。いいかえれば、自由職業であるコンサルタントというものが成り立つような社会的、経済的条

件が具備されていなかったし、それを盛りたてようとする条件を作ろうという努力もとぼしかったといえる。ともあれ日本におけるコンサルタントに対する社会的あるいは経済的認識が、諸外国にくらべて非常に劣っていたことは事実であった。

昭和 26 年 6 月に社団法人日本技術士会が発足したが、これは社会的あるいは経済的の条件をととのえて、コンサルタント・システムという一つの職業制度を確立したいために、日本技術士会という一つの団体をもつたのである。そして政府に対しても、これを法律で保護育成するような運動を始めるとともに、建設技術を必要とせられる諸官庁、公共企業体あるいは民間会社に PR 運動を行ない、これが認識と利用法についてたえざる努力が行なわれてきたのである。

コンサルタントの本質は一つのサービス業であり、これはみずからサービスとか生産を行なうようなものではなく、注文主があつてこそ始めて成りたって行く職業である。従って需要の少ない 10 年前当時のことを考えると、まことに職業的にも不安定なものであった。これらはもちろんコンサルタントに対する社会的の信頼という問題が根本である。しかしコンサルタントを雇うことが企業体にとってどんな利益があるかとか、あるいはどのようにして自分の求めるエンジニアリング サービスをしてくれるコンサルタントを選ぶかとか、あるいはどの程度の報酬を払えばよいかというような基本的な問題が、まことに不明確であって、もしこれが一つの社会的慣行になってさえいれば、ある程度の判断もついたのであろうがコンサルタントの草創時代では、そういうものが全然素地がないために、この 10 年間はいわば茨の道の連続であったのである。

しかし今日では国家制度で日本技術士法が制定され、昭和 32 年 5 月からようやくコンサルタント・システムがばつばつ社会的にも理解されてきている。しかしまだ技術士法が制定され、第 1 回の国家試験が行なわれてから 4 年という非常に短かい歴史があるので、まだまだ世間一般の認識は薄く、これが企業経済上の一般的慣行となるまでには、道遠しということが多い。これは当然コンサルタントを自分の職業として選んだものが、いろいろの意味において努力をし、またこれを隆盛にもってゆく責任があるわけである。

そこでコンサルタントとは何かという問題がでてくる

\* 正員 パシフィックコンサルタント KK 常務取締役

る。これは技術士法が制定されるとき「技術士とは他人の依頼に応じて、報酬を得て自然科学に関する専門知識と経験とを高度に必要とする事項についての調査、試験、研究、鑑定、評価、立案、設計あるいは建設や作業の監督の業務を行ない、またこれらに関する相談に応ずることを業とする専門技術者をいう」との説明、また、いま施行せられている技術士法の第2条に「技術士とは技術士の登録をうけ、技術士の名称を用いて科学技術に関する高度の専門的応用能力を必要とする事項について、計画、研究、設計、分析試験、評価または、これに関する指導の業務を行なうものをいう」と規定されている。

ここで欧米の例を示しながらコンサルタントの本質にふれてみたい。わが国では、技術士法が昭和32年に公布されたために、まだ新しい分野の職業であるが、欧米ではコンサルタントに関する制度は、かなり古くから完成されていて、独立した自由職業として、社会的地位を築き、豊富な経験と高度の専門知識を使って、大いに産業進展に貢献をしているのである。例えばUSAでは1907年にワイオミング州で州法によって始めて制定されたので、ちょうど50年の歴史をもっていることになる。現在では建築部門にかぎらず他の化学、機械、電気部門を入れて、約20万人のプロフェッショナルエンジニアがあり大いに活用されている。そして20万人のエンジニアが全国的AIC(American Institute Consultants Engineers)という組織をもって統合している。ここでは共通の倫理の問題とか、綱領の問題、業務の標準、あるいは報酬の問題などを定めて、これが社会的にも非常に権威あるものとして受け入れられている。

イギリスにおいてもコンサルタントの歴史は古く、1913年に技術士の団体である Association Consultants Engineersという団体が創立されており、そのほかフランス、ベルギー、オランダ、ドイツにおいても、それぞれ技術士会あるいは技術士連盟のようなものをもち、程度の差こそあれ、それぞれ国情に応じて技術士制度を普及発達させており、とくにヨーロッパでは、ベルギー、デンマーク、フランス、イギリス、ノールウェー、オランダ、スウェーデン、スイスの8カ国の技術士協会が国際技術士連盟(International Federation Consultants Engineers)と称する機関をもつていて、1919年に設立され、国際的には技術士の職業的利益の方途、向上に関し強く推進するとともに、技術士の活動を容易ならしめるために、各国におけるコンサルティング・システムに関する知識を普及することに努力が払われている。昨年日本技術士会からもこの大会にオブザーバーが出席しているが、このように欧米諸国においては、古くからコンサルタント・システムが確立され、その必要性の問題については、早くから十分に認められているのである。

わが国においても、その必要性にはいささかも変わりがなく、戦後の経済復興とか、企業の合理化による国際的水準への向上とか、経済樹立のための貿易伸長という面においては、諸外国にもまして日本のコンサルタントの確立は強く要望せられることと思う。

次に日本のコンサルタントの生立ちについてふれてみよう。戦前には土木関係のコンサルタントというものはなく、昭和20年に米軍が進駐してきたことが、コンサルタント制度確立への第一歩であった。すなわち日本に土木技術に関するコンサルタントいうものがないため、設営とか各種の施設の設計などに建築事務所にこれを依頼して仕事をやった例があり、米軍当局が不便さのあまり、当時の経済安定本部に勧告して、日本におけるコンサルタント・システムを創設し確立するように調査研究を勧告したのがきっかけである。そして産業局技術課長の田中氏がそのために、わざわざアメリカに行ってコンサルタント・システムを調査してきたのである。また民間でもその当時からいろいろの動きがあり、土木技術だけではなく、機械関係でもある程度コンサルタントのような仕事をやっていた人もあり、これに化学部門、電気部門の技術者が集まって、ある程度のかたまりを作り、先述した日本技術士協会をつくりあげたわけである。この技術士という言葉は、コンサルティング・エンジニアという言葉に対する適切な訳がないので、一応技術士という名前をつけたのが慣用され、法律でも技術士という言葉を使っているのである。

このコンサルタントという職業を法律で保護し育成するように、日本技術士会が中心となり大いに働きかけたのであるが、何分にも当時コンサルタントを職業としている人は少なく、わずかな人の職業を保護するために、特に法律をつくることは困難であるという意見があつて、なかなか技術士法を提案をするまでも難航をきたしたのである。それでも通産省当時の工業技術院その他の関係者の尽力によって、法律の形にまでまとめて、政府提案をし、昭和29年の国会で審議されているとき、内閣の失言問題で流産したので一時中絶し、その後現在の科学技術庁ができ、主管官庁になって、大いに技術士法の制定に努力をせられ、ようやく32年5月に法律となって、今日の技術士法が施行されたわけである。ちょうど終戦後アメリカ軍の勧告を受けてから10余年の歳月がかかったことになる。この間にも土木技術のコンサルティングサービスを提供する民間のグループが二、三でき、ぼつぼつと実績を示してきたが、このことも、技術士法の成立を促進する上に大いに役立ったものと思うゆくものと考えている。

現在技術士の国家試験に合格したものが、昨年の第4回までを累計して約3400名、そして職業技術士として

登録しているものは約 990 名ある。この中で土木技術に関係のある部門として建設、水道、衛生という 3 部門がある。これらを合わせると技術士試験に合格した数は約 1700 名で、ちょうど全部門の約 50% が建設技術系統に属する合格者である。また技術士としての登録者は約 390 名で全体の約 40% にあたる。このように全部門の約半数はわれわれ土木技術関係のもので大勢を占めているということになる。従って日本のコンサルタンツ・システムの今後の行き方とか、あるいはこれを発展させるという上には、土木技術系統の背景がこれを大いに理解し、推進することによって将来が左右されると考える。技術士の国家試験は第 5 回目がこの秋に行なわれる予定だが、年々増加してゆく傾向にある。今後のコンサルタンツ業務がどのように発展をしていくであろうかという予想であるが、日本の産業経済の伸展と、コンサルタンツ・システムの普及、本格化というものをふくめて考えると、国内の需要はますます増加すると予想されるし、さらに海外における活動も今後活発に行なわれることが予想される。そこで P 社の業務活動を一つの例にとって数字をあげてみると、最近 5 年間の実績は、昭和 31 年のものを指數 100 とすると 32 年 128, 33 年 194, 34 年 245, 35 年 560 となり、5 年間に約 5 倍の事業量に増加しており、10 年前の創業時にくらべると約 10 倍の業務量に増加してきてることになる。業務の内容で、いわゆる オーバーシー業務の割合をいうと、31 年には全体の業務量の 10% 程度であったが、昨年あたりは約 40% に達しており、海外進出も今後大いに期待されるものがあると思う。以上は一例に過ぎないが今後の需要増加は大いに期待するものがあろう。この量的には増加の傾向をたどるとともに、質的にはプロジェクトの計画、調査、設計、工事管理という一系列とするような技術サービスの内容が要求される傾向になりつつある。いわゆるピース ワークから、オーバー オールへの依頼という傾向がみられている。これは考えると、例えば構造物の計算、設計、製図を主体とした内容から計画、調査、設計、工事施工をするのに必要な実施の諸手続、書類、工事の管理と、一貫したサービスの提供が要求されてきつつある。このことは、だんだんと本格的なコンサルタンツ・サービスの形に、質的にも発展してきてるように考えられるので、まことに喜ばしいことである。われわれが海外の仕事で要求せられ、経験してきている仕事は多く、一貫したオーバー オール ワークのタイプのものである。このことはフィリピン、ブラジル、インドネシアなどで、実際にやっていることからも明らかである。その要求せられるテクニカル サービスの内容は、基本調査、予備設計、実施設計、実施に必要な財政資金計画、請負い委託に必要な一切の資料、材料その他に対する条件、こういうものをふくめ、そうして工事実施の

際の管理と一貫したものが行なわれている。これは一件についての受託費が大きく作業期間も長いので、計画的に作業を進めることができ、また経済的にも、期間的にも望ましい姿である。今後のコンサルタンツ業務は、従来国内で多く行なっていたようなピース ワークの仕事でなしに、国際的慣行であるオーバー オール ワークのタイプにだんだん移ってゆき、長期大型化していくという予想を立てている。

次に日本のコンサルタンツを育成、支持している諸団体を紹介する。まず科学技術庁は法制上の行政官庁であり、大いにコンサルタンツ・システムの活動、発展を指導している重大な機関である。建設技術関係でいうと、多くの業務発注は官庁関係が多いわけであり、建設省地方官庁、国鉄、運輸省、道路公団などが大いに日本のコンサルタンツを育成、強化し、活用しようとの配慮のもとに助成している。それから海外への技術援助、あるいは賠償契約にもとづく役務の提供などでは外務省と建設省、科学技術庁がバックアップしている現状である。それから最近誕生した海外経済援助基金これは海外のテクニカル サービスに、それぞれのコンサルタンツが大きな経済力をもっておるわけでもないので、そういう場合にこの金が融資され、長期にわたって低利率で利用できることになっておりこれは外務、大蔵、通産の共管ででき上がったもので委員会がこれを運営している。これらの政府公共機関関係が日本のコンサルタンツの、今後の発展の方法などについて深い認識と方針をもって育成強化に努力している。なお民間の諸団体についていえば、日本技術士会が制度上あるいはこれの運営上の母体をなし、土木学会がこの技術的精神的母体となっている。また業界の団体として最近建設コンサルタンツ協会が創立された。それから海外への技術進出のため国際建設技術協会が国の補助をもって、各コンサルタンツの海外派遣を担当している。またいわゆるコマーシャル ベースにのって行なわれる技術の海外進出のために各商社が非常に熱心に支持している状態にある。しかしいくら支持団体があるといつても、エンジニアはインスタントに養成できるものではなく、またコンサルタンツ・システムが社会的慣行にまで普及されるには今後相当の歳月と歴史を要することは当然である。確固とした基盤の上に立って発展するものでなければ、将来の輝かしい成果というものは期待しがたいと思う。ちょうどいまの時期は、いわば少年期とでもいえよう。この期間における成長の仕方、あるいは育成のされ方によって将来の日本のコンサルタンツが国際的な水準にまで正しく伸びるかどうか非常に大切な時期にさしかかっていると考えられる。

そこでまがりなりにも 10 年の歩みを続けてきた日本のコンサルタンツに今後課せられている問題点について

二、三述べたいと思う。第一の問題点はコンサルタントに対する社会的あるいは産業経済上の価値についての評価のされ方、簡単にいうとコンサルタントに対する技術報酬の問題がある。これは職業であるからには当然報酬を得なくてはなりません。無形の技術に対する報酬の妥当性というものについては、なかなかその判断に問題がある。コンサルタント・システムが一つの長い歴史をもって社会的慣行にまで普及しておれば、その価値についての理解とか、これに当然支払われるべき報酬の基準というものが一般に理解されうるわけであるが、非常に歴史が浅いため確立されておらず、それを正しく、正当な姿勢で認識させ、価値を評価させてゆくことがきわめて基本的かつ重要なことだと思う。

現在われわれがぶつかっている報酬の受け方といふか、支払われ方は、人件費の実費勘定的な観念で評価されることが多い、これはコンサルタントの発展強化をはかる方法ではないと考える。コンサルタントの性格からいって、より進歩した技術を研究しうる余裕を、時間的にも経済的にも与えられることが必要である。すでに諸外国では技術報酬の基準をもっており、アメリカの土木学会では勧告の形で標準を示している。ドイツ、フランス、イギリスでも技術士会が標準をつくっている。イタリアでは法律で報酬基準を決めている。日本でも建築の設計に関しては一定の報酬が決まっており、社会的にもこれが認められていることは周知のとおりであるが、建設技術に関する報酬の基準は、昨年日本技術士会で一応制定して出しているが、これに対する一般的理解といふものはまだ完全ではないと思う。そしていまだに安定した報酬をうる基準が確立されていないのはまことに残念である。この大きな一つの原因是、コンサルタントに技術業務を注文するのに、いまだに競争入札の形で決める向があるのも考えなくてはならない。すなわちコンサルタントが報酬の不当な引き下げによって同業者と業務の引き受けを争うことになりかねない。あくまでも技術士は、依頼者の正常な利益を擁護する立場にあるのであるから報酬については両者の間で相談して決められるべき性格のものと思うのである。この原則が確立されないかぎりコンサルタント・システムの健全な発達は期待ができないのではないかろうか。この問題は単なるコンサルタントだけの問題ではなく、技術的にも、経済的にも「確立されたコンサルタント・システム」ということは、日本の産業経済の進歩発展に累をおよぼすことであるので、きわめて重要なことだと思う。

次はコンサルタント自身の強化の問題である。これは

欧米先進諸国できわめて権威をもって産業の発展に貢献している事実から、一そうこの権威を高めることに努力を重ねなければならないと思う。内容としてはコンサルタントの職業の性格からいって、業務上の倫理観を高めることが大事なことの一つと思う。もちろん技術能力を高めること、あるいは業務遂行の要項を確立することは大事ではあるが、社会信用を高めるためにはきびしい業務倫理を守らなければ信用をうることにならないと思う。日本技術士会では業務倫理要項というものを制定しており、アメリカの土木学会でもコードエチックをきびしく要望している。とにかく歴史の浅い、かつ急激にふえてきている日本のコンサルタント業界では、その倫理要項を厳守することによって一日も早く社会的信用と権威を確立することができる。

第三の問題としてコンサルタントの海外進出についての課題である。周知のように、日本の財政経済の基盤は、あくまでも貿易経済の上に立たねばならぬ宿命的なものがあり、技術の海外進出は、それ自身が貿易促進にも直接役立つものではないかも知れないが、これを基盤として貿易の伸長ということは、十分考えられるのである。極言していながら今後の日本の国際貿易は、コンサルタントの進出がなくては大きな発展を期待することはできないといつてもよいのではないかと思う。これは日本の国民経済にとってきわめて重要な役割りをするものであるので、コンサルタント・システムの確立とともに、海外進出へのコンサルタントの意欲というものは、大いにのびさせる条件を確立しなければならないと思う。この点だけからいっても日本のコンサルタント・システムの急速な強化発展が必須条件である。国内でコンサルタントが十分に利用され、育成助長されて強力なものにするほかに、海外におけるコンサルタント活動がやりやすいような線を与えることがきわめて大事だと思う。それには単に技術の向上だけではなく、国の支援、そして経済的な裏づけが必要である。このためにはこれらのコンサルタントを利用される、注文者側においてコンサルタント業務の慣行とか報酬などについて十分な理解をもち、諸外国において行なわれておるような強固なコンサルタントに育成をしていくという責務があるのでないかと思うのである。

最後に今日まで 10 年間のコンサルタントの歩みは国内産業に寄与するためはもちろんのこと、将来の海外進出のための訓練期間であったとも考えられるのである。

(1961 年 5 月 28 日、名工大において講演)